

報告第1号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月28日提出

淡路市長 戸田 敦大

委任専決第8号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和7年12月22日

淡路市長 戸田 敦大

1 損害賠償の額 133,694円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 洲本市宇山1丁目4番56

(2) 氏名 グッドピープル株式会社 代表取締役社長 河崎 秀典

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金133,694円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和7年10月21日午後1時15分頃、淡路市大谷891番地1付近の店舗敷地内の駐車場で、市職員が駐車するため後進していたところ、車止めで停止したと同時に、公用車の荷台の角部分が店舗の外壁に接触し損傷を与えた。